累犯。

累犯。

以前に表現している。

以前に表現している。

以前に表現している。

以前に表現している。

以前に表現している。

以前に表現している。

以前に表現している。

以前に表現している。

以前に表現している。

はは、直に死刑に處せられ、封内に入るも罪

中ツピンカン 接賓館 明治二年版籍奉還 明鎖した。

別額した。

臣でも士分の者は之に同じい。
し、死刑に當るものは切腹を命ぜられた。陪その名譽を毀損せざる程度に於いて藩禁を犯その名譽を毀損せざる程度に於いて藩禁を犯

セツブン 節分 →ッイナ 追儺。

セト 瀬戸 鹿島郡三階良川保に属する部部落。この村の瀬戸社には大公孫樹がある。

セトガハ 瀬戸川 ↓ニノミヤガハ 二宮

社と呼ぶことにした。

社と呼ぶことにした。

社と呼ぶことにした。

社と呼ぶことにした。

セトノマチ 瀬戸町 羽咋郡抑水大海庄に

セトヒコジンジャ 瀬戸比古神社 羽咋郡ある部落。

需要供給に從つて時々上下した。

直海に鎭座する。式內等舊社記に、『直海白山直海に鎭座する。式內等舊社記に、『直海白山記』或 とを主張したが、明治の後直海石山神社に改 とを主張したが、明治の後直海石山神社に改め、後更に 瀬戸比古神社 と 稱した ものである。能登志徴に、當社の式内たることは貞享の由來書にも載せぬから非であらうとしてゐる。

セトヒコジンジャ 瀬戸比古神社 鹿島郡瀬戸に鎮座する。式内等舊社記に『瀬戸比古瀬戸に鎮座する。式内等舊社記に『瀬戸比古湖戸の武内一座。良川保瀬戸村鎮座。稱』黒川明神。或云荒魂社。舊傳云。往古羽咋郡界嶺上鎮座。中古移』轉於今地』云。』とある。能登上鎮座。中古移』轉於今地』云。』とある。能登上鎮座。中古移』轉於今地』云。』とある。能登上は古は羽咋郡の社たるが故に、初めその瀬戸比古は祖本である。

成の時、百姓町に属せられた。 であた。此の町は人家の後地であるから背戸であた。此の町は人家の後地であるから背戸の意であららといふ。明治四年四月戸籍編の単の意であららといふ。明治四年四月戸籍編

ゼニ 銭 (一)寛永通竇以前―慶長十三年政め、文政・天保の頃 町會所の吏であつた。 国といふのはその家が神明宮の西南にあつた宮といふのはその家が神明宮の西南にあつたっちである。別に 革山人・託花園・東北齋・暖からである。別に 革山人・託花園・東北齋・暖からである。別に 革山人・託花園・東北齋・暖からである。別に 革山人・託花園・東北齊・暖

ゼニ 銭 (一)寛永通寶以前―慶長十三年 花二 銭 (一)寛永通寶以前―慶長十三年 に間より青銅貨ではなく、鐡銭である。次いは間より青銅貨ではなく、鐡銭である。次いで加賀藩は寛永十年四月幕府の法に從らて、で加賀藩は寛永十年四月幕府の法に從らて、で加賀藩は寛永十年四月幕府の法に從らて、で加賀藩は寛永十年四月幕府の法に從らて、で加賀藩は寛永十年四月幕府の法に從らない。

になつた。併しこれは公定の割合で、 の金銀貨幣の流通するに及び、銭一貫文は金 通用すべきを命じ、次いで寛文七年幕府製造 三年幕府は重ねて寛永通寳の通用を命じたの 貨の通用は少かつたといはれる。然るに承應 じ、十四年四月にも錢一貫文を金一分又は (二) 寛永通寶の發行― 寛永十三年六月幕府は 月十日錢一貫文を藩の極印銀十八匁に當て」 銀十六匁に宛つべきことを定めた。併し是等 銭一貫文を銀十六匁の制合に通用すべきを命 青銅を以て寛永通寳を鑄造し、各地に流通す で、加賀藩は八月灰吹銀の切銀を停止し、 し、米穀をも交換の媒介としたから、實際上錢 は幕府の法令を傳達したに止り、藩内では舊 る 鐚銭を 禁止したが、加賀藩はこの時 覧 永 一分若しくは銀十六匁の交換比例に據ること 來の慣習により灰吹銀の切銀を小額取引用と 實際は ル

> 以後も亦多く その錯型を 用ひた 鐚銭が行は たの らずして五百個の稱呼となり、游外から多く 等を混じた九十六文を一緡として、一貫の名 (三)青銅銭と鐵銭の交換比例―寛永通寶發行 せしめた。くこれは明治以後舊加賀藩領内で五 十文に、寬永通寶一文銭を鐚銭二十文に通用 永通寶二文錢を鐚錢四十文に、文久永寶を三 を鐚銭十二文、文久永寶を鐚銭八文、寛永通 青銅銭が流入した。慶應元年閏四月幕府は又 た。是に於いて錢一貫文は、一文銭千個にあ 四文銭を 鐚銭八文に 交換せしめる ことにし 藩は令して、寛永通寶一文銭を鐚銭二文に、 までも百文であつた。然るに文久二年十一月 を以て通用したが、加賀藩では一貫文はどこ れ、同じく一文として通用した。他游では是 た。(明治以後も天保通寶は八十文に 通用し 通用することを令し、六月更に八十文に改め 相場が九十文許に低下した結果流入多きを加 當初以來九十六文替としてあつたが、潘外の 通賓に在つては、その當百銭なるに拘らず、 銭を一貫と呼ぶに至つた理由である。)又天保 ことを命じたので、加賀藩は寛永通寶四文銭 銅價の騰貴に伴うて寬永通寶の價格を高める 實一文錢を鐚錢六文に通用せしめ、後更に覧 へたので、慶應三年二月加賀藩は八十八文に

(四)銭貨の私鑓―慶應元年十一月加賀藩は領内に銭貨が缺乏する理由を以て、青銅を以て関した。依りて十二月幕府はその當百銭を除した。依りて十二月幕府はその當百銭を除くの外、明年より五ヶ年に亙り、一ヶ年鐚銭五十萬貫文を鎔造し、運大に乗り、一ヶ年鐚銭五十萬貫文を鎔造し、運上は十萬貫文に對し五十萬貫文を報告し、運上は十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十十萬貫文に對し五十十萬貫文に對し五十十萬貫文に對し五十十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十萬貫文に對し五十十萬貫文に對し五十十萬貫文に對し五十十萬貫文に對し五十十萬貫文に對し五十二十萬貫文に對し五十十萬貫文に對し五十十萬貫文に對し五十十萬貫文に對し五十十萬貫文に對し五十十萬貫文。